

令和 7 年度大分県サテライトオフィス誘致支援委託業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度大分県サテライトオフィス誘致支援委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限 度 額 2, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

2. 参加資格

この選考に参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
- (3) 提案しようとしている内容について、他の自治体において実績を有している者であること。
- (4) 受託する業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募手続及び提出書類等

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ （様式3）の添付書類：企画内容プレゼン資料（様式任意、A4 サイズ）
- ⑤ 事業費積算書（様式任意、A4 サイズ）
- ⑥ 大分県競争参加入札資格審査結果通知書の写し

(2) 提出期限・提出方法・必要部数

- ①～② 令和7年4月25日（金）午後5時（必着）・Eメール

・①～②を各1部

なお、到着の有無を電話にて確認すること

- ③～⑥ 令和7年5月14日（水）午後5時（必着）・直接持参または郵送（書留）

・③～⑤は各8部・⑥は1部

なお、郵送（書留）の場合は、到着の有無を電話にて確認すること

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること

(3) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班

Eメール a14260@pref.oita.lg.jp 電話 097-506-3246

(4) その他

企画提案競技参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」をEメールにて提出すること。

4. 審査

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

- ② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。

（オンラインでの参加を可能とし、オンライン参加の場合は審査委員会の当日までに Zoom の ID、パスワードを送付する。）

審査は別紙1「審査基準」に基づき審査する。1社につき、持ち時間15分とする。

- ③ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

- ④ 審査員 4 人総計 400 点中、201 点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。

(2) 審査基準 別紙 1「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果 審査結果は企画提案者に書面で通知する。

5. 質疑応答

(1) 質問方法 質問票(様式 5)に質問を簡潔に記載のうえ、「8. 問合せ先」に E メールで提出
なお、到着の有無を電話にて確認すること

(2) 受付期限 令和 7 年 4 月 18 日(金) 午後 5 時まで

(3) 回答方法 令和 7 年 4 月 22 日(火) 午後 5 時までに県庁ホームページに掲載する

6. 企画提案競技に係るスケジュール

令和 7 年 4 月 18 日(金) 午後 5 時	質問受付期限
4 月 25 日(金) 午後 5 時	参加申込書・誓約書の提出期限
5 月 14 日(水) 午後 5 時	企画提案書等の提出期限
5 月 21 日(水) 午後	審査会(予定)
5 月 23 日(金)	審査結果通知(予定)

7. 留意事項

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。また、第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (6) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8. 問合せ先

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班

Eメール a14260@pref.oita.lg.jp

電 話 097-506-3246 / FAX 097-506-1755